

<p>2・3 (略)</p> <p>4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第四条 法第百十一条第二項の規定により介護医療院に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上</p> <p>七 九 (略)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第四条 法第百十一条第二項の規定により介護医療院に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上</p> <p>七 九 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院(ユニット型介護医療院(第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p>
<p>5 7 (略)</p> <p>第五条 (厚生労働省令で定める施設)</p> <p>2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>5 7 (略)</p> <p>第五条 (厚生労働省令で定める施設)</p> <p>2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p>